参考資料1

教総第472号 令和3年1月14日

県立高等学校長 県立特別支援学校長 様

教育長

学校における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態 宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応について(通知)

このことについて、本日、国の「緊急事態措置を実施すべき区域」に本県が指定をされたことを踏まえ、学校において一斉の臨時休業等を実施することなく学びを保障していくため、別添「緊急事態宣言を踏まえた学校運営について」に基づき、感染防止対策に万全を期されるよう徹底願います。

緊急事態宣言を踏まえた学校運営について

- 1 各学校における感染防止の一層の徹底
 - (1) 「ぎふコロナガード」による実施状況の確認
 - これまでの学校における感染防止対策を一層徹底し、各学校で選任・設置 のコロナガードは、実施状況を確認し、対策を徹底すること。

(2) 校内でのマスク着用の徹底

- 学校内における感染防止の観点から、校内ではマスク着用を徹底すること。
- 引き続き、学校再開ガイドライン等に基づき、「健康チェックカード」による毎日の健康状態の確認、手洗い(手指消毒)、教室等の換気、身体的距離の確保、喫食時は会話しない等、基本的な感染防止対策を徹底すること。

2 学校教育活動の継続

- (1) オンラインでの学習支援
 - オンラインでの授業配信と対面授業の併用を積極的に実施するなど、進路 希望の状況に応じた教育活動を継続すること。
 - 面接や論文指導など、個別指導等にもオンラインを検討、実施すること。

(2) 時差登校の実施

○ 公共交通機関の利用状況を踏まえ、時差登校も検討、実施すること。

3 感染リスクの高い活動の回避

(1) 一時的に停止する教科等活動

感染リスクの高い以下の活動は、一時的に停止すること。

- 各教科等に共通する活動として、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式 となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」
- 家庭等における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- 体育等における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(柔道の乱取り、バスケットボールやサッカーにおける 防御等1対1の活動など)

上記の活動以外にも、理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」、美術等における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」のほか、児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触のある活動等も、一時的に停止すること。

(2) 体育の授業の実施において特に配慮すべき事項

- 可能な限り屋外で実施すること。
- 特に呼気が激しくなる運動を避けること。
- 運動を行っていない時(着替えや移動時、教員による指導内容の説明、グループでの話し合い、用具の準備や後片付け時など)は、マスクを着用すること。
- 呼気が激しくならない軽度な運動は、可能な限りマスクを着用すること。
- 集団で行う活動は避け、可能な限り個人で行う活動とすること。
- 特定の少人数(2人~3人程度)での活動(球技におけるパスやシュートなど)を実施する際は、十分な距離を空けて実施すること。

(3) 校外活動等の留意事項

- 就業体験(インターンシップ)等については、中止すること。
- 課題研究発表会や卒業発表会等を実施する際は、オンラインを積極的に活用すること。なお、開催する場合の規模要件(人数・収容率等)は、人数上限5,000人、かつ収容率50%以下とすること。

(4) 飲食時の留意事項

- 食事前後の手洗いを徹底すること。
- 喫食時は、対面とならないように配席を確保し、会話はしないこと。
- 食事後の歓談時は、必ずマスクを着用すること。

4 部活動における対応

(1) 部活動における感染リスクの高い活動の回避

部活動において、「3 感染リスクの高い活動の回避」の「(1) 一時的に停止する教科等活動」の内容を含むものについては、回避すること。

(2) 活動時間の限定

- 緊急事態宣言中は、活動時間を平日4日、2時間以内とする。
- 2週間以内に大会がある部活動については、土曜日及び日曜日のどちらか 1日、3時間の活動とすること。

(3) 活動場所等

- 県内外を問わず、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等は実施しないこと。
- 公式試合以外の活動は、校内施設のみを基本とすること。

(4) 「健康チェックカード」による健康状態の確認の徹底

○ 活動開始前は、必ず「健康チェックカード」で健康状態を確認し、生徒が 該当項目に1つでも当てはまる場合は参加させないとともに、顧問は、自身 が少しでも体調不良の場合には指導に従事しないこと。

- 公式試合に参加する場合は、特に試合前後の期間の健康観察を徹底すること。
- 卒業生などの外部からの訪問者にも、入校時に「健康チェックカード」で 健康状態を確認することを徹底すること。

(5) 飲食時等の対応

- 活動前後や休憩時は、咳エチケット(マスク着用を原則)など基本的な感染防止対策を徹底し、活動中も、呼気が激しくならない軽度な運動やミーティングなどで会話を伴う際は、その都度マスクを着用すること。
- 休憩の際などに飲食する場合には、特に感染防止対策を徹底すること。加えて、部活動終了後の、生徒同士による食事等は控えるよう指導を徹底すること。

(6) 部室利用

○ 部室を利用する際は、マスクを着用し、更衣のみの使用に限定するととも に、多人数で部屋を利用しないこと。

5 寮・寄宿舎での感染防止の徹底

(1) 寮等の室内での感染防止対策

- 一人一室を原則、難しい場合には居室の感染防止対策を徹底すること。
- 居室利用者以外の者を入室させないことを徹底すること。
- よく手を触れる箇所の定期的消毒を徹底すること。
- ○「健康チェックカード」で健康状態の確認を徹底すること。

(2) 共用スペース (食堂や浴室等)

- 食堂や浴室等での感染防止対策を徹底すること。
- 共用スペースの分散利用を徹底すること。
- 脱衣室や洗濯機など、共用機器の定期的な消毒を徹底すること。
- 特に、食堂での配席間隔の確保、時間差での喫食、対面での喫食や会話回 避を徹底すること。
- 食事をしないときに、食堂で談話しないことを徹底すること。

緊急事態対策

令和3年1月14日 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

これまで県民の皆さんには、外出自粛、時間短縮営業をはじめ、懸命に感染防止対策に取り組んでいただいてきました。しかしながら感染リスクの高い飲食については、関連クラスターが12月以降で35発生。さらに、職場や学校、家庭内など、日常のあらゆる場で感染が多発し、1月9日には過去最多となる105人の新規感染者を確認しました。このまま推移すれば、感染爆発、医療体制の崩壊が強く懸念される大変厳しい状況となっています。

この感染症では、高齢者は重症化の可能性が高く(県内の死亡率は 1.5%、そのうち70歳以上の死亡率は10.5%)、あるいは現役 世代が親世代の高齢者に感染させたり、無症状・軽症が多い若者にあ っても、後遺症に苦しむケースも発生しています。

このような非常事態にあって、<u>(1)「自宅待機ゼロ」を堅持し、県民の皆さんにとって安心な医療の確保、(2)持続可能な経済活動ができる環境整備</u>のため、これ以上の感染者を何としても抑え込んでいく必要があります。そのためには、何より県民の皆さんの行動変容、そして事業者の皆さまのご協力が不可欠です。

加えて、1月14日(木)、国の「緊急事態措置を実施すべき区域」 に本県が指定されたことから、より強い対策を進めます。

しかしながら、こうした取組みの成果が数字に表れるには、10日から2週間を要するため、県としては、医療機関の病床や宿泊療養施設の増加の努力を併せて進めてまいります。

そして、1月9日から2月7日までの、今後約1か月間の緊急対策 の実施により、期間終了時には<u>「1日当たり新規感染者50人を切る</u> 程度」となるよう目指してまいります。

対策1 県民の行動変容

(1) リスクを伴う飲食の自粛

- 昼夜を問わず、自宅・外食を問わず、以下の飲食については自粛。
 - ・家族やパートナー以外との飲食
 - 長時間の飲食
 - ・酒類を伴い、大声を出す飲食
 - ・マスク無しで会話を伴う飲食 など
- 「GoToイート」の既発行食事券の利用自粛。

(2) 不要不急の外出自粛(昼夜を問わず、特に夜8時以降)

特措法第45条第1項

・ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、自粛要請の対象外。

(3) 県をまたぐ不要不急の移動自粛 特措法第45条第1項

特に、緊急事態措置を実施すべき区域の都府県(東京都、埼玉県、 千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県、栃木 県)に対しては移動自粛を徹底。

対策2 事業者への要請

(1)飲食店に対する時短要請

対象を「酒類を提供する飲食店」から「飲食店」に拡大

特措法第24条第9項・第45条第2項

【1月12日(火)~2月7日(日)】

対象:酒類を提供する飲食店

•要件:期間中、20:00までの営業時間短縮、

かつ酒類の提供は11:00から19:00

・協力金:全27日間、要件を満たした場合1店舗で154万円

【1月16日(土)~2月7日(日)】

・対象:飲食店(酒類を提供しているか否か問わない)

•要件:期間中、20:00までの営業時間短縮、

かつ、酒類の提供は11:00から19:00

・協力金:全23日間、要件を満たした場合1店舗で138万円

- 特措法第45条第2項に基づく要請に対し、正当な理由がないに もかかわらず応じない場合には、特措法第45条第3項に基づく指 示を行い、これらの要請及び指示の公表を行う。
- ・ 市町村や消防、業界団体と連携し、普及啓発のほか、時短要請に 応じない店舗に対して個別に要請の周知徹底を図る。必要に応じ、 立ち入り調査を実施。これら措置を行うにあたっては、トラブル防 止の観点から必要に応じ警察との連携を図る。
- マニュアル未提出の「接待を伴う飲食店」に対し、休業要請。
- クラスターが発生した店舗に対しても休業要請のうえ、現地調査 を実施し、マニュアルを点検(再提出)。

(2) イベント等の開催制限 (1/16 から) 特措法第24条第9項

- 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加 人数。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること(でき るだけ2メートル)。
- 併せて開催時間を20時までに短縮。
- ・ 感染リスクが高まる3つの条件(密閉空間・密集場所・密接場面) は徹底的に警戒。密になりがちな集会も回避。

(3) その他の業種に対する時短の働きかけ (1/16 から)

- 対象:飲食店以外の他の特措法施行令第11条に規定する施設 (学校、保育所、生活必需物資の物品販売業を営む店舗、生活 必需サービスを営む店舗等を除く)
- 内容:営業時間は20時まで、酒類提供は11時から19時まで
- 対象施設

施設	対 応
運動施設、遊技場	・20時までの営業時間
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	短縮、19時までの酒 類提供 ・人数上限5,000 人、かつ、収容率要件
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分	50%以下とすること
に限る。)	の働きかけ
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可	・20時までの営業時間
を受けていない施設。)	短縮、19時までの酒
1,000 ㎡を超える物品販売業を営む店舗	類提供の働きかけ
(生活必需物資を除く。)	
1,000 ㎡を超えるサービス業を営む店舗	
(生活必需サービスを除く。)	

(4) 県有施設の取扱い

- 上記「対策2(3)」の対象施設に該当する県有施設は、時短等について同様の対応を実施。
- ・ 貸館については、期間中の利用の新規予約を受付停止。併せて既 予約分については期間中の20時以降の使用自粛を要請。

(5) 出勤者の7割減(在宅勤務、時差出勤など)の推進

- ・ 出勤者7割減に向けた取組(テレワーク、ローテーション勤務の推進等)。
- 20時以降の勤務抑制に向けた取り組み。
- 人との接触低減に向けた取り組み(時差出勤、自転車通勤の推進等)。
- 職場における感染防止対策の徹底。

(6) 学校における感染防止対策の徹底

- 学校教育を継続し、学習の機会を保障する観点から、一斉の臨時休業等は実施せず、各学校(公・私立)において以下の事項に取り組むよう要請。
 - 各学校のぎふコロナガードが、マニュアル等に基づく基本的な感染防止対策の実施状況を徹底的に確認。
 - 高校ではオンライン授業を活用するとともに、時差登校を実施。
 - ・ 大学等は、感染防止と面接授業・遠隔授業等による学習機会の確保の両立に向けて適切に対応。
 - ・ 授業や部活動では、感染リスクの高い活動を徹底回避。具体的には、「対面で議論するグループワーク」や、ラグビーのスクラム練習など「密集・近距離で接触する活動」、近距離での合唱・楽器演奏など「近距離で発声等する活動」を回避。
 - 特に、感染リスクの高い部活動内の行動について、休止を含め、 できる限り制限。
 - 他校との合同練習や練習試合は実施しない。
 - ・ 寮内の感染防止対策(マスク着用、手洗いの徹底、3密の場の徹底回避、酒類を伴う飲食の禁止など)の徹底・強化。また、学校の長期休業時における寮閉鎖の検討。

対策3 医療・福祉対策

(1) 医療機関の病床確保

各医療機関に確保済の病床の最大限の活用(圏域を越えた受け入れ 促進)に加え、可能な限りの病床上積み。

(2) 宿泊療養施設の拡充

- ・宿泊療養施設:150床を目標に増床。
 - ※1月12日(火)、岐阜圏域で新たに137床確保
- これにより、医療機関病床と宿泊療養施設合わせて、1,091床から現在1,228床に増加。今後、さらに1,500床を目指す。

(3) ワクチン接種の推進

- 各保健所に市町村、関係機関と共にワクチン接種推進協議会を設置。
- 医療従事者、高齢者はもとより、福祉施設従事者も優先的に接種。
- 県庁内に「ワクチン接種対策チーム」を設置(1月12日)。

(4) 福祉施設における対策

- 抜き打ち立ち入り検査の実施。
- ぎふコロナガードによる施設の重点的チェック。
 - 「・日常生活での予防策の徹底
 - ・施設の感染防止体制(職員研修の実施など)
 - ・持ち込まない対策(職員、利用者、委託業者への水際対策)
 - 施設内の対策(利用者の体調管理、食事場所対策等)
- 特定の福祉施設について、従事者の社会的検査を実施。

対策 4 外国人県民対策

(1) 外国人も利用しやすい検査・入院体制

- ・ プライマリ・ケア・ドクター(かかりつけ医)の設置
- 外国語での検査に関する相談窓口
- 宿泊療養施設に新たに外国語通訳を配置

(2) 外国人県民への情報提供の充実

- 技能実習生への情報提供
- 動画を活用した感染防止対策の啓発
- SNS等を活用した具体的な感染拡大事例の情報提供

【参考】これまでの対策

〇「第3波『年末年始』集中 緊急対策」(12/14)

- ・ 現状を「県内では経験したことのない感染拡大に直面」と明示し、「今、感染を止めないと、医療体制ひっ迫の危機」と宣言。
- ・ 県民の「行動」対策として、「県をまたぐ不要不急の往来、特に愛知県と の往来を自粛」及び「飲食に関する対策」としての時短要請を発表。
- ・ 「GoToイート食事券」の新規発行の停止、家族以外の大人数(5人以上)での飲食の自粛要請。

○愛知・岐阜・三重3県知事共同メッセージ(12/15)

• 3県の感染状況を共有し、「県境を越える移動には細心の注意を」、「帰省の際は感染防止対策の徹底を」、「忘年会・新年会など飲食の場に注意」等を呼びかけ。

〇時短要請(12/18~1/11:32 市町村、12/25~1/11:10 市町村)

- 酒類を提供する飲食店に対し、21:00 までの営業時間短縮を要請。応じた 店舗に対しては、国制度を活用し協力金を交付。
 - ⇒ これまで約95%の店舗が時短営業に対応。

〇「医療危機事態宣言」(12/25)

- 医療機関のひつ迫状況を受け、医療受け入れ体制の現状を発信。
- 併せて、年末年始のリスク軽減を要請。
 - ・成人式の見直し要請
 - ⇒ 42市町村中、22市町村が1月に開催せず延期
 - ・正月三が日の初詣自粛を要請
 - ⇒ 主要神社において5割減~7割減
 - 若者対策
 - ⇒ 特に10代、20代の若者に「名古屋に行くことは極力、差し控えること」を呼びかけ

〇「在宅年末年始」(12/31)

- 外出自粛を基本に。
- 「飲食」「会食」の自粛。
 - ⇒ 同居家族以外の大人数(5人以上)での飲食自粛を。
- 酒類を提供する飲食店の1月6日までの休業(約52%実施)。

〇「非常事態緊急対策」(1/9)